

雇用保険

2020.4.1

I. 概要説明

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能を持った制度です。

- ① 労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため「求職者給付」を行う。
- ② 失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。
- ③ 労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。
- ④ 労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤ 労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

II. 加入要件

雇用保険に加入するには、下記要件を全て満たす必要があります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上である者
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれている者

III. 保険料の負担額 [厚生労働省 雇用保険料率について](#)

負担者 事業の種類	(1) 労働者負担	(2) 事業主負担	雇用保険 二事業の保険 料率		(1)+(2) 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率		
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産・清酒製造 の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

雇用保険

2020.4.1

IV. 雇用保険給付の種類

休職者給付	基本手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 離職・失業中の生活を心配しないで、1日も早く再就職するために支給されるものです。
	技能習得手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 基本手当の受給資格者が公共職業安定所長等の指示により、公共職業訓練等を受講する場合に基本手当とは別に受けられるものです。
	傷病手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 基本手当の受給資格者が離職後に公共職業安定所で求職の申込をした後に15日以上引き続いて疾病または負傷のため就職できない場合に支給されるものです。
就職促進給付	再就職手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 基本手当の受給資格者がある方が安定した職業に就いた場合、基本手当の支給残日数に応じて支給されるものです。
	就業促進定着手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 再就職手当を受給した人が引き続きその再就職先に6ヶ月以上雇用され、かつ前職に比べて賃金日額が減少している場合に支給されるものです。
	就業手当 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 基本手当の受給資格がある方が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業し、かつ一定の条件を満たしている場合に支給されるものです。
教育訓練給付	一般教育訓練給付 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 労働者や離職者が、自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の20%を上限に支給されるものです。
	専門実践教育訓練給付 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 教育訓練施設に支払った経費の40%を上限に支給されるものです。また、受講を修了後定められた資格等を取得し、1年以内に再雇用されるなど条件を満たした方に対して、教育訓練経費の20%に相当する額が追加で支給されます。
雇用継続給付	育児休業給付 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 被保険者が1歳未満(支給期間延長に該当する場合は1歳6ヶ月未満)の子を養育するために育児休業を取得した場合に、雇用保険への加入期間などの条件を満たした方に対して支給されるものです。
	介護休業給付 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 被保険者が家族を介護するために介護休業を取得した場合に、雇用保険への加入期間などの条件を満たした方に対して支給されるものです。
	高齢雇用継続給付 ハローワークインターネット 詳しくはこちら 雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されるものです。